

(一関市花泉農村集落多目的共同利用施設条例の一部改正)

改正前				改正後			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	暖房料			基本使用料	暖房料
講座室	1 時間	<u>800 円</u>	200 円	講座室	1 時間	<u>900 円</u>	<u>180 円</u>
多目的ホール		<u>600 円</u>	<u>150 円</u>	多目的ホール		<u>700 円</u>	<u>140 円</u>
研修室		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	研修室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
調理室		<u>200 円</u>	<u>50 円</u>	調理室		<u>300 円</u>	<u>60 円</u>
会議室		200 円	<u>50 円</u>	小和室		200 円	<u>40 円</u>
[略]						[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。							